

農山漁村地域整備計画 事前評価調書

計画の概要	計画の名称	鈴鹿市地区海岸保全施設整備計画
	計画策定主体	三重県，鈴鹿市
	対象市町村	鈴鹿市
	計画の期間	令和2～11年度
	計画の目標	鈴鹿市が管理する，鈴鹿漁港海岸・若松漁港海岸・白子漁港海岸は，東南海・南海地震防災対策推進地域の指定地域であり，海岸施設の改良を行うことで，将来発生が懸念される地震・津波から背後地の生命・財産の安全を確保することを目標とする。
	評価指標	既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中，海岸施設の改良を行うことで防護機能を確保し，背後地の生命・財産の安全を確保できる。

	評価項目	評価細目	評価	説明欄
評価	1. 目標の妥当性	①関連する計画との整合性が図られているか。	○	「海岸保全基本計画」との整合が図られている。
		②地域の課題に適切に対応する目標となっているか。	○	地域の課題に対する目標となっている。
	2. 整備計画の効果・効率性	①整備計画の目標と定量的指標の整合性がとれているか。	○	整備計画の目標に対し、適切な定量的指標の設定がなされている。
		②事後評価ができる適切な指標となっているか。	○	事業完了時に評価が可能な指標となっている。
		③対象事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか。	○	事業実施により発現する効果として、適切な指標となっている。
	3. 整備計画の実現可能性	①円滑な事業執行の環境が整っているか。	○	事業内容について、漁協及び地元関係者の理解が得られている。
		①地元の機運が醸成されているか。	○	地元から強い要望を受けている。